

平成24年度 第2回

地域包括支援分科会

資料 1

2 議事

(1) 地域主権改革に伴う条例制定について

(パブリックコメントの実施報告)

「地域主権に伴う条例制定における意見の募集」を行った法律の基準等一覧

(実施期間：平成24年7月9日～8月8日)

【介護保険法】

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
5. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
6. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
7. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
8. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
9. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準
11. 指定に係る法人格の有無に関する基準

【老人福祉法】

12. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
13. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

【社会福祉法】

14. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

【障害者自立支援法】

15. 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
16. 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
17. 指定に係る法人格の有無に関する基準
18. 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
19. 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
20. 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
21. 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

【児童福祉法】

22. 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
23. 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
24. 指定に係る法人格の有無に関する基準
25. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

【生活保護法】

26. 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

【食品衛生法】

27. 食品、添加物、器具又は容器包装の試験を行う食品衛生施設に関して必要な事項

【医療法】

28. 診療所の専属薬剤師の配置に関する基準

【理容師法・美容師法】

29. 理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準、理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準、理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合の基準、美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準、美容所の開設に際して衛生上必要な措置の基準、美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合の基準

【興行場法】

30. 興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準、営業者の講ずべき衛生措置の基準

【旅館業法】

31. 社会教育施設等で学校・児童福祉施設に類するものの指定、営業者の講ずべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由

【公衆浴場法】

32. 公衆浴場の設置場所の配置基準、営業者の講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準

【クリーニング業法】

33. 営業者が講ずべき措置の基準

10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準

この基準は、地域包括支援センターの業務（包括的支援事業）を行うために、守るべき従事する職員の員数及び運営について定めるものです。

- 従事する職員の員数

常勤の職員の員数は、以下を原則とします。

	保健師 その他これ に準ずる者	社会福祉士 その他これに 準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる 者
第1号被保険者数 3,000人以上 6,000人未満	1	1	1

- 運営

地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立に運営する。

地域主権改革に伴う条例制定と今後の職員増について

【本市の考え方】

今回、地域主権改革に伴い、「地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準」を北九州市において条例制定の予定である。

これまで、本市では、介護保険法の基準や業務の実態に則して、その職務に従事する常勤の職員を配置してきた。

今後も第1号被保険者数の増加や適切な業務の遂行を踏まえ、適正に人員を配置していく。

【参考】

1 地域包括支援センターの包括支援事業を実施するために必要なものに関する基準

	保健師 その他これに準ずる者	社会福祉士 その他これに準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者
第1号被保険者数 3,000人以上 6,000人未満	1	1	1

2 本市の地域包括支援センターの職員数及び職員1人あたりの第1号被保険者数

(1) 条例基準に該当する職員数

	保健師 その他これに準ずる者	社会福祉士 その他これに準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者
職員数	44人	42人	44人
職員1人あたりの 第1号被保険者	5,635人	5,903人	5,635人
			合計 130人

※ 職員数は、平成24年9月1日現在
第1号被保険者は、平成24年3月末現在

(2) 総職員数

上記(1)の職員その他、介護支援専門員(43人)、准看護師(1名)配置している。

総職員数	174人
------	------

3 本市における第1号被保険者数の見込

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者数	247,935人	256,427人	262,132人

※ 平成24年度は3月末現在
平成25、26年度の第1号被保険者数は推定(第5期介護保険事業計画)